

旧優生保護法被害の全面解決と 差別のない社会を目指して

～旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて～

2024年8月9日(金) 17時30分～20時00分。
参加費無料・事前申込み要

申込みフォーム又は二次元コードからお申込みください。

<申込みフォーム>※申込期限【8月2日(金)】

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yuseihogosymp/yuseihogos/>



旧優生保護法は、1948年から1996年まで、障害のある方等を対象として強制的に不妊手術や人工妊娠中絶手術を推進する根拠となった法律です。同法による被害は全国で約8万4000人(うち強制不妊手術の被害は約2万5000件)に及ぶとされています。

2018年1月、旧優生保護法の被害に関する全国初の国賠訴訟が仙台地裁に提起されて以降、全国各地で国賠訴訟が提起されています。2024年7月3日、最高裁大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟の上告審において、旧優生保護法による被害について、国による除斥期間の主張は信義則違反又は権利濫用として許されないとの統一的判断を示し、国に対して被害者への損害賠償の支払いを命じました。

そこで当連合会では、歴史的に重要な意義をもつ最高裁大法廷判決について、同判決を十分に検証すること、旧優生保護法による被害の回復及び社会に根付く差別の解消に向けた取組を確認することを目的とするシンポジウムを開催いたします。

本裁判に関わった研究者による基調講演に続き、パネルディスカッションでは、裁判の原告からお話をいただき、これまでの弁護団や日弁連の取組についても紹介します。ぜひご参加ください。

主なプログラム(予定)

【会場参加】弁護士会館2階 講堂クレオBC
(東京都千代田区霞が関1-1-3)
(定員(先着順):会場・150名/オンライン
配信・500名)

【オンライン参加】Zoomウェビナー
※Zoomアプリを事前にインストールした上で参加してください。
※手話通訳、UDトークあり

主催:日本弁護士連合会
共催:東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

<お問い合わせ先>
日本弁護士連合会 人権部人権第一課
TEL:03-3580-9967

1 基調報告①
「最高裁大法廷判決の評価(憲法の視点から)」
小山 剛 (慶應義塾大学教授)

2 基調報告②
「最高裁大法廷判決の評価(民法の視点から)」
吉村 良一 (立命館大学名誉教授)

3 パネルディスカッション
「旧優生保護法に関するこれまでと今後の取組について」
コーディネーター:松尾 索(弁護士・茨城県弁護士会)
<パネリスト>
新里 宏二 (弁護士・仙台弁護士会)
北 三郎 (優生手術被害者・家族の会共同代表)
小山 剛 (慶應義塾大学教授)
吉村 良一 (立命館大学名誉教授)
松岡 優子 (弁護士・新潟県弁護士会)

個人情報取り扱いについて

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本シンポジウムの運営のために利用します。

また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会または日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないよう統計情報として公表することがあります。

日本弁護士連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影および録音を行っております。撮影した写真・映像および録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍のほか、日本弁護士連合会のウェブサイト、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。

報道機関による取材も予定されており、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。